

計画の理念

# 基本理念

人がつどい・地域とつながり・ともにつくる

# 基本方針 豊かな緑の 多様な使い方のできる 「やりたい!」が できる仕組みを つくります つくります

図 4-1 パークマネジメント計画の基本理念と基本方針



パークマネジメント計画の基本方針及び具体的な施策

# 5-1. 基本方針

パークマネジメント計画における基本方針・施策の方向性・施策は表 5-1 の通りです。 本計画の方針は、本計画の上位方針である「第3次多摩市みどりと環境基本計画」の取組方 針のB(みどりの保全・確保)、C(みどりの利活用)と関連付けて設定しています。

基本方針	施策の方向性		施策			
豊かな緑の価値を	1 俎の富工な雑せ湾田	1-1	公園の樹木管理			
高めます	1 緑の適正な維持管理	1-2	緑地・樹木地の樹木管理・更新			
		2-1	公園の適正な配置の見直し			
	0 // Elos 2 / 55/195/1	2-2	公園機能に合わせた施設配置			
	2 公園のストック効果向上	2-3	インクルーシブな遊び場の整備			
多様な使い方のできる		2-4	トイレの機能向上			
公園をつくります	3 計画的な施設の補修・改修	3-1	利用者ニーズを踏まえた公園 リニューアル			
		3-2	公園施設長寿命化計画に基づ く維持管理の推進			
	4 公園の利活用の促進	4-1	条例等の見直しと公園ルール の緩和			
「やりたい!」ができる		4-2	民間活力導入の検討			
仕組みをつくります		5-1	新たな管理体制の構築			
	5 持続可能な公園管理運営	5-2	持続可能な市民協働と新たな 関わり			

表 5-1 パークマネジメント計画の基本方針・施策の方向性・施策

基本方針の「多様な使い方のできる公園をつくります」の施策の方向性 2 と 3 については、主に公園施設の再編、補修や改修について明示しています。その中で公園種別ごとに対象となっている施策を表 5-2 にまとめています。

X 0 2 NOX 9713K						
	対象施策					
公園種別	施設の再編・集約	長寿命化計画				
	(施策:2-2・2-4)	(施策:3-1)	(施策:3-2)			
総合公園		0	0			
近隣公園		0	0			
地区公園			0			
街区公園	0		0			
都市緑地	0	0	0			

表 5-2 施策の対象

# 5-2. 施策1:緑の適正な維持管理

### 5-2-1. 施策 1-1 公園の樹木管理

# (1) 背景と現状の課題

多摩市には多くの公園・緑地があり、公園の樹木は景観形成、緑陰の提供、大気浄化や生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、快適な生活空間の形成において重要な役割を担っています。

その一方で、市民や公園利用者から樹木に関する要望等も多く寄せられており、特に隣接地境界付近に生育する樹木による隣接地への越境や、園内外の見通しの悪さ等の課題が生じています。

また、多摩市内の公園・緑地の多くは開園後30年以上を経過しており、経年成長に伴う大木化並びに老木化の進行とともに衰退木\*が増加していることから、定期的な点検と対策を講じてきました。

今後も樹木の大木化や老木化が進む中、予防保全型管理\*を行うことにより管理費を低減しつつ、安全・安心で快適な空間として公園を維持することが重要となります。

表 5-3 公園樹木のもつ機能や役割

区分	機能			
樹木・樹林の	安全性・防災性の確保	延焼防止		
存在により		災害時の避難場所		
発揮される機能		治水		
	都市環境の維持	局所気候の緩和		
		休憩・休息・快適空間の提供		
		雨除け		
		水質浄化		
		水源・地下水涵養		
		生物の生息・生育の場		
		水質浄化		
	景観の保全、潤いの確保	修景		
		地域への愛着醸成		
	自然エネルギー供給・資源循環			
樹木・樹林の存在と	観光資源			
市民による	レクリエーション、子どもの遊び場			
公園利用により	自然との触れ合い・環境教育			
発揮される機能	歴史文化機能の維持			
	福祉・健康増進			

表 5-4 用語の使い分け

用語	状況
みどり	樹木や草花などの、植物そのものの「緑」だけではなく、公園、河
	川、農地、街路や生物の生息生育環境、更には学校や民有地の緑地
	や屋上緑化など、市民の安全安心・防災、快適性、景観など、まち
	を構成するさまざまな環境を示す。
緑	樹木や草花など、植物そのものを示す。

### (2) 方向性

樹木には、多様な機能や役割があり、適切な管理を実施することでその機能が発揮されますが、樹齢、植栽場所、環境や管理状況によっては、枯死や倒木の発生等のリスクも増加します。そのため、樹木の管理目的を以下の通りに設定し、適正に管理を行うことで、利用者や隣接地のリスクを減らし安全・安心な空間を創出します。

天然記念物については、管理が異なることから、この施策の対象外としますが、その周辺環境については配慮し管理を行います。

- ・樹木のもつ多様な機能を発揮させます
- ・樹木の越境、倒木、折れ枝やその他の樹木による被害や支障の発生を予防・抑制します
- ・大木化や衰退している樹木の更新を図り、みどりの若返りを図ります
- ・樹木を適正に配置し、周辺の住環境への影響緩和と利用者の利便性の向上を図ります

# (3) 具体的な取組

# 1) 公園の種別や属性ごとの管理方針

公園の種別や立地条件、樹木の植栽場所等の状況によって、樹木に求められる機能は異なることから、それに留意した管理目標を設定します。なお、管理目標の設定にあたっては、利用者の利便性や隣接地への影響を考慮し、剪定・伐採基準を検討します。

2) 樹木の特性に合わせた管理の実施(管理目標の達成のための剪定・伐採基準) 樹木は定期的な剪定や刈込等の管理を実施することにより、機能の維持を図る ことができます。定期的な管理を実施することで、大木化の進行や樹形の乱れを抑 制し、樹木のもつ機能を維持します。

また、高木の本数縮減、樹高の抑制や衰退木の伐採・更新により、管理費用の縮減や倒木等のリスクの軽減をはじめ見通しの悪化、越境等の問題の解決を図ります。

# ① 高木の管理

高木の管理にあたっては、植栽間隔、樹高、樹形、枝下高を維持するように管理します。道路や公共施設などの隣接する施設の植栽との連続性を考慮する必要がある場合は、樹高や樹形等の管理目標との整合を図るとともに、再植栽する場合の樹種選定や配置の検討にあたっても、隣接する施設の植栽を考慮したものとします。また、連携することで効率的に管理を行います。

境界や園路付近の樹木については利用者等にリスクが少なくなるよう管理を 行います。

### ア) 植栽間隔の確保

隣の高木と極端に近接する場合や、樹冠\*同士が重なり合っている場合など、高密度で植栽されている場合には、間引きを実施し、植栽間隔を確保します。間引きを実施する際には、将来の樹形や枝張りを考慮し、適切な植栽間隔をとっていきます。

# イ) 樹高の維持

最大樹高 12m~15m を目安とし、これを超過しているものについては最大樹高付近で芯止めを実施し、最大樹高以下を維持します。但し、大木化しても問題の無い場所に植栽されている場合や、対象樹木の生育環境が芯止めに適さない場合、メタセコイヤのようにある程度大きくならないと樹形の特徴が出にくい樹種等については、現地の状況を考慮して芯止めを実施するか検討します。

# ウ) 樹形の維持

樹種や植栽用途に応じて目標樹形(自然樹形に近い樹形)を設定し、剪定により目標樹形の形成・維持を図ります。最大樹高を超過する前の芯止めの実施や、大きく伸長する前の下枝の剪定の実施、胴切り\*を伴う強剪定の回避により、樹形の崩れを予防します。並木では、樹形の統一感を持たせるため、樹高、枝張り、枝下高を可能な限り統一します。

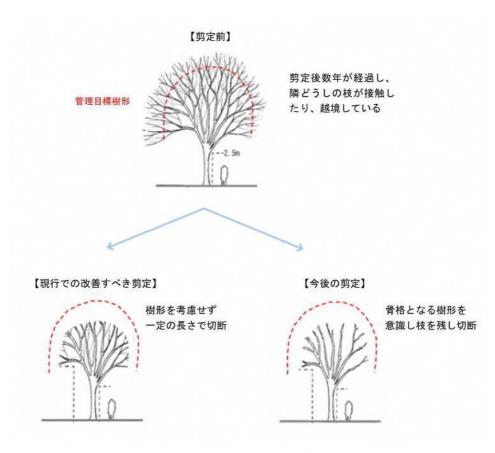


図 5-1 樹形の崩れを予防する高木管理イメージ1

-

<sup>1 「</sup>街路樹剪定ハンドブック 第3版 ((一社) 日本造園建設業協会)」より作成

# エ) 枝下高の維持

見通しの確保が必要な場所や人が通行する場所では、地上 2.5m 以下の枝を剪定します。但し、隣接住宅のプライバシーを守るなど遮蔽が求められる場合などはこの限りではなく、植栽の用途を考慮した管理を実施します。

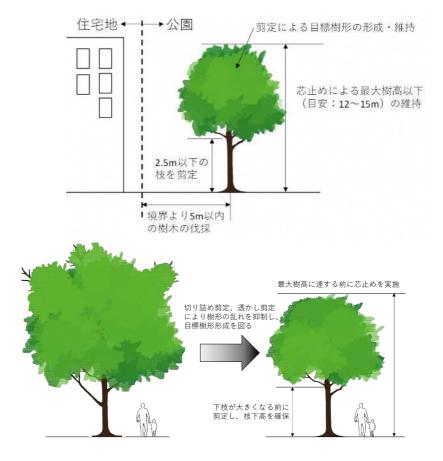


図 5-2 高木管理イメージ

表 5-5 樹木の目標樹形もつ機能や役割

項目	目標樹形						
<b>人</b>	円錐形 卵円・球形 円柱形		円柱形	杯状形			
樹形イメージ	$\triangle$	$\bigcap$	$\bigcirc$				
樹種の例	スギ イチョウ 外国産針葉樹	クスノキ マテバシイ シラカシ アラカシ クヌギ	カイヅカイブキ	ケヤキ			

# す) 高木の伐採

住宅地との境界より5m 以内に生育する樹木については、優先的に伐採を進めます。芯止めを実施しても樹高が12~15m を超えるようになった場合は伐採を実施し、更新を図ります。公園入り口付近の樹木は、見通しを確保できない場合は伐採します。また、日常点検において衰弱傾向が確認された場合や、根上がりにより園内の安全な通行が阻害される場合など、公園の利用に支障が生じる場合には、伐採を実施します。伐採時には、緊急時を除き事前に対象樹木への掲示等を行い周知を図ります。

大径木\*となり植栽桝に収まらなくなった場合は、伐採を検討します。植 栽木を存置する必要がある場合は、植栽桝の拡張または撤去を検討します。 サクラ類の樹齢 60 年を経過した樹木について、衰退が確認されたものは 伐採します。なお、必要に応じて再植栽を検討します。

公園の辺縁部に植栽されたケヤキをはじめとする高木は、支障が生じたものから伐採し、再植栽は行いません。ケヤキは大木化するため、公園の広場の中央部においてシンボルツリーとして利用する場合等を除き、新たに植栽を行いません。

### ② 低木の管理

### ア) 樹高・樹形の維持

毎年、刈込を実施し、目標樹高・樹形を維持し、病虫害の発生の抑制や見通しの確保を図ります。刈込回数は年1回を基本としますが、成長の早い樹種については刈込を適宜実施し、公園利用への支障の発生を予防します。目標の樹高に到達していないものについては、園路にはみだした枝の剪定など必要に応じて実施します。

# ③ 日常点検の実施

# ア) 順応的管理の実施

定期的に巡回を実施し、異常の発生を速やかに把握します。異常が確認された場合は、適切な対応を取ります。枯れ枝が確認された場合は、監視・除去を実施します。

区分	日常点検項目の例
枯死木・衰退木	枯死木、衰退木、枯れ枝の発生
	ナラ枯れやマツ枯れの発生
	腐朽菌や害虫の発生
	根の肥大成長の発生
公園利用等への支障	枝葉による視界遮断の発生
	枝葉による街灯や案内板の被覆の発生
	根上がりによる縁石や舗装の持ち上げの発生
	枝葉の民有地への越境の発生
	園路への枝葉のはみ出しの発生
	樹形(バランス)の崩れの発生

表 5-6 日常点検の主な項目

# ④ 伐採に伴って発生した幹や枝、剪定枝の処理

伐採に伴い発生した幹、枝や剪定枝は有効利用を図ります。公園外へ搬出する場合は、市立資源化センターや民間のリサイクル施設等においてリサイクルを実施します。

# ⑤ 再植栽する際の植栽樹種の選定と公園樹木の適正配置

再植栽(植替え)にあたっては、公園植栽の再配置計画を検討し、再配置計画に従って植栽を実施します。再配置計画の立案にあたっては、園路や広場などの境界から5m以内や出入り口付近には高木を配置しないこと、緑陰の確保などその場に求められる機能を考慮した植栽を検討することなどに留意します。

将来の樹形を考慮し、将来においても樹冠が重なり合わない程度の植栽間隔とします。

再植栽に用いる樹種については、樹木に求められる機能を考慮しながら、 近隣住民の意見も聞き選定します。

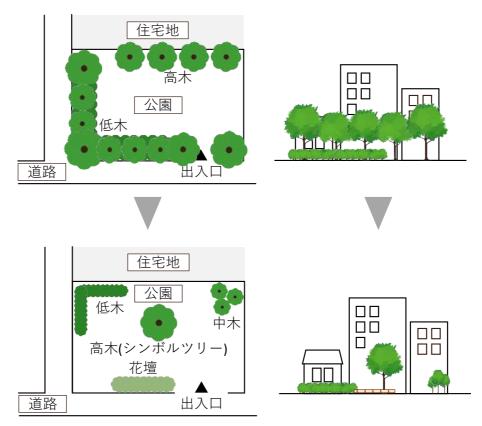


図 5-3 適正配置イメージと配置にあたっての留意点

# ⑥ 樹木の適正配置による費用対効果

維持管理の観点から、課題の生じている高木は伐採を進め、高木が必要な 箇所にのみ再植栽を実施し、大木となる前に更新します。これにより高木の 本数は少なくなります。

高木は定期的に剪定を実施することが望ましいですが、多額の費用がかかるため、高木の本数を減らすことで剪定にかかる費用を公園や施設の整備などに活用することができ、より良い環境づくりを進めることができます。

# 例:幹周 200cm の高木を対象に、剪定管理と伐採による適正配置の費用を 10 年間 比較した場合

剪定管理 : 220,000 円×4 回\*=880,000 円 ※ 3 年に 1 回剪定と想定

伐採 : 310,000 円×1 回 = 310,000 円

剪定管理-伐採=880,000 円-310,000 円=570,000 円

差額:570,000 円

表 5-7 剪定管理を実施した場合と伐採を実施した場合の費用の比較(例)

管理	管理の実施年と費用(万円)						合計				
内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	金額
剪定	•			•			•			•	00
管理	22	_	_	22	_		22			22	88
伐採	•	_	_	_	_	_	1	_	_	_	31
	31										

●:管理の想定実施年(剪定管理は3年に1回実施と想定)



図 5-4 適正配置イメージと高木の管理費用 (例)

# 5-2-2. 施策 1-2 緑地・樹林地の樹木の管理・更新

# (1) 背景と現状の課題

市内の公園・緑地内には多くの樹林があります。樹林では、直径が太く樹高も高い樹林への変化や、林床に低木やササ類、草本類が繁茂する藪化が進行しており林床が暗く変化しています。この変化が樹林全体に広がると、安全性の低下に繋がるほか、動植物の生育・生息環境の均質化により生物多様性の確保の面でも問題となっています。

これまでボランティアとの協働により管理を進めてきましたが、今後も樹木の大木化や老木化が進むなか、樹林の若返りを図りつつ予防保全型管理を行うことにより、安全・安心で快適な空間として公園・緑地を維持することが重要となります。

# (2) 方向性

大木化や衰退が進行している樹木を更新し、ボランティアとの協働により更新・管理 を進め、隣接地への影響の低減や利用者の利便性向上、生物多様性の保全を図ります。

- ・大木化や衰退している樹木の更新をすることで、樹林の若返りを図ります
- ・定期的な更新により、比較的直径が細く樹高も低い樹林へと導き、ボランティアとの 協働により更新・管理できる環境を整えます
- ・樹林では、適切に林床管理や森林の育成を行うことで、生物多様性の保全を図ります

# (3) 具体的な取組

1) 樹林の更新や再配置に関する方針

### ① 樹林の伐採・更新

大木化が進行している樹木を伐採し、樹林の若返りを図ります。樹林の更新手法は、「萌芽更新」「ギャップ更新」とし、新たな植栽は必要性がある場合を除き実施しません。また、住宅地との境界より5m以内に生育する樹木については、優先的に伐採し、高木が再生しないように管理します。

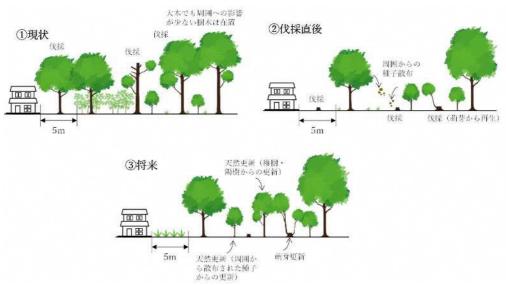


図 5-5 樹林の更新イメージ

### 7) 萌芽更新

伐採後の切り株から新たに芽が出ることを萌芽と呼び、萌芽が成長する ことで樹木そのものや樹林が再生していくことを萌芽更新といいます。

表 5-8 に示す樹種については、公園・緑地の樹林に生育し、古くから薪炭材として活用されてきた樹種であり、萌芽能力も高いことから、萌芽更新を実施します。現在、樹林地内には大木化した樹木が多数生育しているため、緑地全体で一度に伐採せずに、全体のバランスを取りながら、一定の区画において著しく大木となった樹木や倒木の可能性がある樹木から優先的に伐採し、更新を進めます。

生活型	萌芽能力を有する主な樹種
落葉広葉樹	コナラ、クヌギ、クリ
常緑広葉樹	シラカシ、スダジイ、アラカシ、マテバシイ

表 5-8 萌芽能力を有する主な樹種

落葉広葉樹及び常緑広葉樹の萌芽更新に関する情報として、既往文献<sup>2</sup>に表 5-9 の内容が示されています。根元直径が太くなると萌芽能力が低下することから、萌芽能力が最大となる時期に萌芽更新を行います。この時期に満たない樹木については育成を図り、過ぎてしまっている樹木については衰退が確認された場合は伐採を進めます。伐採後は、生えてきた多数の萌芽幹の中から成長の良好な少数の幹を選定し、その他の萌芽幹は剪定します。

公 5					
生活型	萌芽能力が最大となる時期				
落葉広葉樹	根元直径が 10~20 cm程度の時期				
常緑広葉樹	根元直径が 20~30 ㎝程度の時期				

表 5-9 落葉広葉樹及び常緑広葉樹の萌芽能力が最大となる時期

### イ) ギャップ更新

樹林内の大木の伐採あるいは倒木の後に生じる空間をギャップと呼び、 林床が明るくなることで林床に生育する稚樹・幼木の成長や、土壌中に休眠 していた種子や周辺の樹木から散布された種子の発芽が促され、新たな樹 林が形成されることをギャップ更新といいます。

樹種の特性や個体の状況により萌芽更新が期待できない場合は、周辺の 樹木から散布された種子や元々林床に生育している稚樹・幼木の育成によ る更新を促します。大木化した樹木や、幹の傾きが大きい場合や幹の腐朽や 樹冠の枯死が見られる場合など倒木可能性がある樹木については優先的に 伐採を実施しますが、このような樹木の萌芽能力は低いと考えられること から、ギャップ更新を基本とします。

 $<sup>^2</sup>$  伊藤哲. 「エコロジー講座 7 里山のこれまでとこれから 分冊版 3 林の再生能力を活かす」,日本生態学会編,2014 年,p.32-p.42

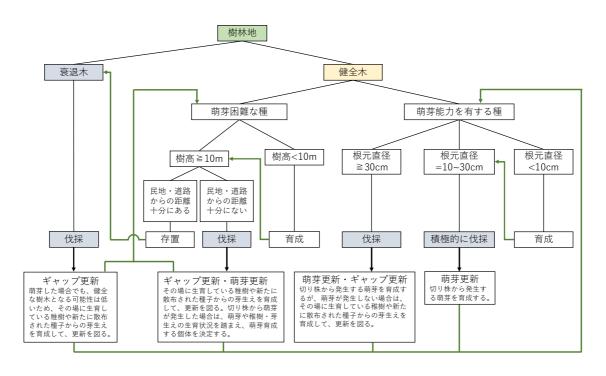


図 5-6 樹林地の更新の考え方

### ② 樹林の育成

緑地・樹林地内は、枯死木や衰退木は伐採し、その他については、自然の遷移に任せた管理を行います。生物多様性の観点で重要な箇所については、生物多様性の確保を目指し、下刈りや藪払い、落ち葉かき等の林床管理や、育てようとする樹木の生育状況やその他の樹木の混み具合に応じて一部の樹木の間引きを実施します。

住宅地との境界より 5m 以内については、藪化しないように刈り取りを実施します。園路の周囲等において雑草やササ等が繁茂し、利用者の通行の阻害になるような場合は刈り取りを実施します。

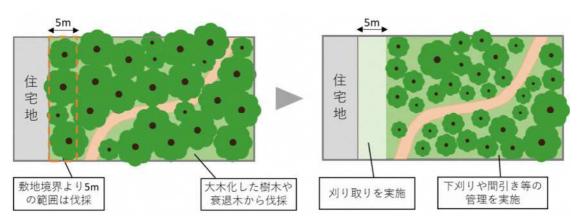


図 5-7 樹林の敷地境界と園路周辺の管理方針

# ③ 樹林管理の担い手

ボランティアでも伐採可能な大きさの樹木の伐採・更新と継続的な林床管理・樹林の育成はボランティアにより実施します。ただし、大木化が極度に進行した樹木や衰退が進んでいる樹木など危険度の高い樹木の伐採は、市により実施します。市とボランティアの連携により樹林の若返りと明るい林床の形成を図り、継続的に安全・安心と生物多様性が確保された樹林を目指します。

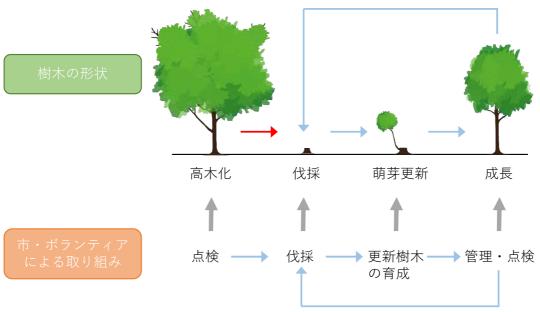


図 5-8 市民と行政の連携のイメージ

# ④ 伐採した幹や枝等の処理

伐採に伴い発生した幹や枝などは有効利用を図ります。剪定枝と同様に市立資源化センターや民間のリサイクル施設等においてリサイクルを実施します。

搬出が困難な場合は、園内処理\*しますが、その際、公園利用に支障が生じないように配慮します。

また、キャンプや焚火がブームとなっている状況を踏まえ、ボランティアと協力し薪を制作・販売し、その収入を活動に充てていく仕組みについても導入検討を進めます。

# 5-3. 施策 2: 公園ストックの効果の向上

### 5-3-1. 施策 2-1:公園の適正な配置の見直し

# (1) 背景と現状の課題

多摩市の公園は、市内のほぼ全域がいずれかの公園誘致距離内に入っていることや、 1人当たりの公園面積から考えると、公園数や面積は充実している状況です。そのため、新たに公園を設定するのではなく、現状の公園をどのように活用し、利用者が少ない公園の価値をどう高めていくかを求められています。

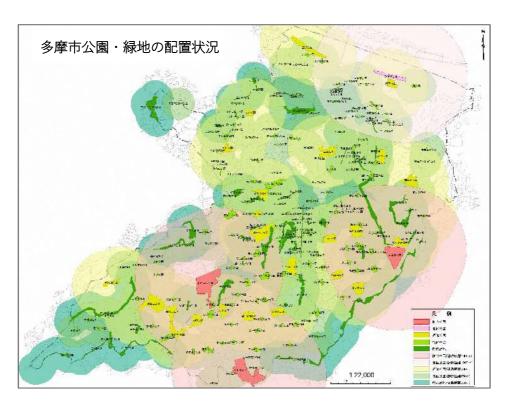


図 5-9 公園・緑地の配置状況

# (2) 方向性

既存の公園を活用しストック効果を高めることが求められています。そのため、ニーズに合わせた公園づくりを行うことで様々な役割の公園をつくり、市民が活用しやすい空間を創生していきます。

既存公園、提供公園\*や寄付等による新規公園及び公園の再編に関して、それぞれ方向性を設定します。

# (3) 具体的な取組

# ◆ 新規公園

多摩市内に公園の少ない箇所はほぼないことから、提供公園や土地の寄付などの新規案件に対し、活用方法や財源等を含めて取得の有無の方向性を検討し、計画的な公園配置を行います。

# ◆ 既存公園

既存の公園については、市内には公園が充実していることから配置変更の必要はありませんが、借地公園・緑地について今後、返還や公有化など地権者と調整しながら進めていきます。

### 5-3-2 施策 2-2:公園の機能に合わせた施設配置

# (1) 背景と現状の課題

公園施設は、平成5 (1993) 年までは、ブランコ、滑り台及び砂場(公園の3種の神器と呼ばれています)の設置が義務付けられていました。そのため、多摩市においても、子どもが利用することを中心に公園整備が進められ、遊具の設置が多い状況となっています。一方で、少子化・高齢化が進行しているなど公園を利用する世代構成に変化が見られていることから、現状の公園に求められている利用ニーズに十分に対応できない状況です。また、多摩市では遊具を含め、近くに同じような施設が点在している状況であり、老朽化も進んでいます。

そのため、今後、ニーズに合わせた公園づくりを行うために、現状を把握し、老朽 化した施設の更新のタイミングに合わせ、機能再編を行う必要があります。

### 1) 利用者ニーズについて

少子化・高齢化に伴う人口の変化などにより、公園に求められているニーズは、公園設置時の整備方針と乖離が見られます。また、多摩ニュータウン開発とともにエリアごとに都市基盤施設を整備してきた経緯があるため、公園の整備状況や市民のニーズもエリアごとに異なることが想定されました。そこで、現在の利用者ニーズを把握するために、市民アンケートと地区ごとのワークショップを実施しました(2章参照)。

例えば、市民アンケートでは、市民が欲しい身近な施設として、子どもの遊び場以外にも、運動の場(テニス、サッカー、野球などのスポーツ施設が有る公園)や自然観察・自然に親しむ場(緑地が中心になっている)等様々な需要がある状況です(図 5-10)。また、公園を利用しない理由として、使用したい施設が無い、行く必要が無いなどの意見が挙げられました(図 5-11)。

今後の公園施設や機能の再編では、これらの公園利用者ニーズに対応し、公園がより利用される空間となるように整備する必要があります。

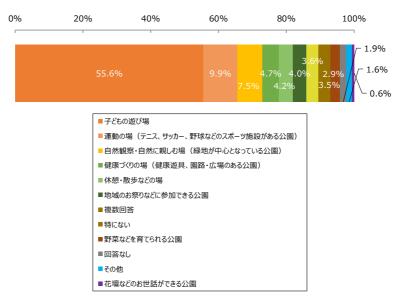


図 5-10 あなたが欲しい身近な施設

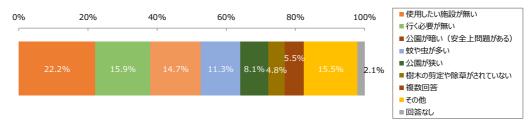


図 5-11 公園を利用しない理由

# 2) 隣接している施設について

施設の位置関係を地図上で見てみると、施設によっては近くに設置されている場合があることが分かります。地域で同じ役割ばかりになり特定の世代のみの公園となっています。

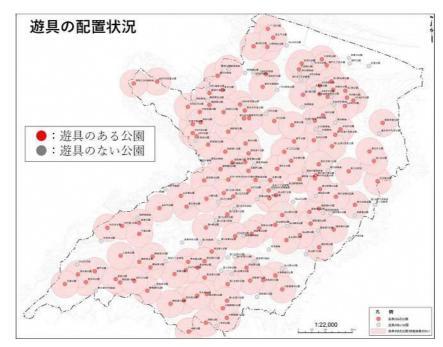


図 5-12 施設の配置状況 (例:遊具のある公園)

# 3) 老朽化している公園施設について

老朽化した施設は、本来、公園がもつ機能を低下させ安全性や快適性が損なわれる要因となっています。これまでも適切な措置に努めていきますが、多摩市では、管理する施設数量が膨大であることから、維持管理は毎年多くの費用が必要となっている状況です。

そのため、劣化・損傷が軽微なうちに補修をするなど適切な管理を行うとともに、 更新時にはニーズに合わせた施設の適正配置を行う必要があります。



※健全度D判定の施設は、使用禁止や補修対応中です

図 5-13 施設の老朽化状況

# (2) 方向性

総合公園などの大規模な公園では複数の機能を有していますが、小規模公園は面積が限られていることから、複数の機能を持たせることは困難です。また、同じような機能の公園が隣接していると、各公園が発揮しうる機能が重複し、有効な公園配置にはなっていないと考えられます。そのため、各公園の機能を明確化したうえで、公園施設の再編や集約を行っていきます。

また、公園施設の適正な配置では、地域のニーズに応じた利用価値の高い公園とすることが必要です。そのため、今後も継続して市民アンケートやワークショップなどを行いながら、市民からの意向を反映させていくものとします。公園施設の集約により維持管理費が削減された場合には、公園施設の管理の質や機能の向上に活用し、地域ニーズに合わせた利用価値の高い公園づくりをすることにより、公園だけでなく、公園を含めた地域周辺の活性化やコミュニティの構築にもつなげることができます。

なお、施設再編を検討する上で「多摩市地域防災計画」に基づき、オープンスペースの確保やみどりを生かした防災ネットワークにも考慮して行っていきます。

各公園の機能の検討

機能に合わせた施設の再編を検討

地域のニーズに合わせた利用価値の高い公園づくり

図 5-14 公園施設の適正配置の進め方

# (3) 具体的な取組

# 1) ニーズに合わせた機能再編の推進

都市の公園・緑地は、都市公園法による明確な位置づけをもった場所であるともに、公園の存在によって生まれる多様な効果や機能があります。今後の公園・緑地については各公園の公園施設が発揮しうる機能(公園がもつ多面的機能)をより有効に発揮できるように適切な公園施設の配置、整備及び維持管理を行う必要があります。

そのため、各公園の特性から機能の現状を整理しています。

公園施設の更新時や公園のリニューアルの際には、付近の公園の機能を踏まえたうえで、更新する施設をそのまま撤去する、または、別の施設に置き換えるなどの検討をしていきます。

また、今後は、複数の公園をひとつの区域と設定し、公園施設の再編や集約を検討します。

機能タイプ	機能タイプの説明	公園数
遊び型	ブランコ、滑り台などの一般遊具や、複合遊具などの遊具で遊べる公園または、子供が遊ぶことができる広場として、保育園が定期的に利用して遊んでいる公園(ジャブジャブ池がある公園も含む)	140
健幸づくり型	ウォーキングや健康遊具を用いた軽運動等や、ゲートボール 場、ランニングコースにより、健幸づくりができる公園	46
スポーツ型	サッカー、野球等のスポーツ施設があり、球技や団体スポー ツができる公園	31
休養型	休憩所や四阿、野外卓の休養施設があり、会話や読書など休 養ができる公園 (ベンチは除く)	64
自然型	樹木などの緑地の植物鑑賞や池などの水辺空間、それに伴い 生物などにも触れ合うことができる公園	68
コミュニティ型	お祭り等のイベント開催や市民ボランティア・コミュニティ 等の拠点となっている公園	127
防災型	災害時に使用する、防火水槽 や防災倉庫、かまどベンチなど の設置や避難場所等に指定されている公園	73

表 5-10 機能タイプ

※重複している公園あり







図 5-15 公園の機能タイプの例

- ◆ 区域ごとの公園施設の再編例
  - ▶ 同じ機能タイプの公園が隣接している場合には、一方の公園の施設を再編し、異なる機能タイプの公園に転換します。
  - ▶ 区域内の公園で新たに機能を変える場合は、地域ワークショップなどで意見集約・意見交換を行い公園機能を決定します。新たな機能に変える公園については、既存の施設の移設や撤去を健全度等を踏まえて検討し行います。多世代のニーズに合わせた公園づくりを行い、魅力ある公園を増やし地域活性へとつなげます。

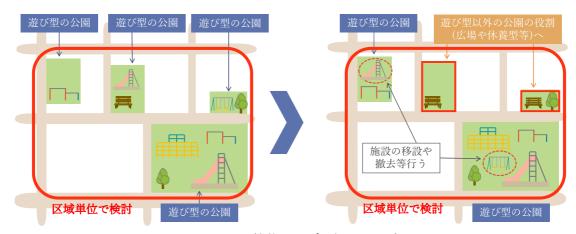


図 5-16 機能タイプ再編イメージ

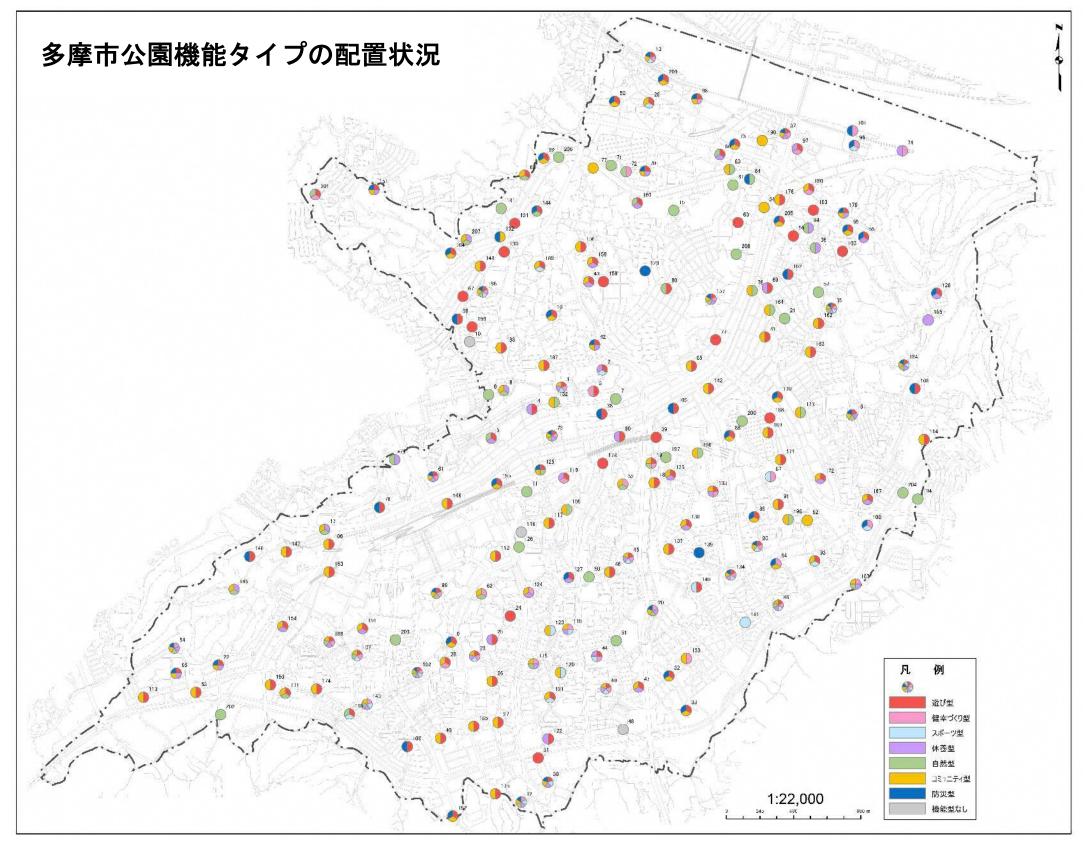


図 5-17 公園機能タイプの配置状況

# 2) 適正配置の進め方

# ① モデル区域の選定

本施策の方向性や以下の評価項目に基づき、モデル区域の選定を行いました。区域については、「優先して行う区域」と「今後検討を行う区域」の2つを定めました。事業の実施にあたり、「優先して行う区域」の改修を先に行い、その後、「今後検討を行う区域」、市内全域へと広げていく考えです。

優先して行う区域は、健全度C判定の施設が多い区域です。

表 5-11 評価指標

評価項目		評価内容(集約化・適正配置の候補)
	公園種別	街区公園・都市緑地
	公園配置・機能状況	誘致距離圏内に同じ機能である公園が隣接
	公園施設状況	施設の劣化が著しい

- ※対象公園を街区公園と緑地に限定したのは、身近な公園の活用を推進するためです。
- ※近隣公園や総合公園については施策3の公園リニューアルや長寿命 化計画により改修予定です。

表 5-12 機能再編検討行う公園

	区域	公園名	区域	公園名
	第1区域	丘の上公園		豊ヶ丘第3公園
		聖ヶ丘第1児童公園	hda = 1 - 1 D	豊ヶ丘第5公園
		聖ヶ丘第2児童公園	第5区域	豊ヶ丘第6公園
		落川北公園		豊ヶ丘第8公園
		はなのき児童公園		青木葉公園
	第2区域	東寺方中央公園		落合第1公園
		東寺方公園	第6区域	落合第2公園
原生的に燃化面炉な		和田さく公園		落合第3公園
優先的に機能再編を 行う公園		諏訪第2公園		どんぐり山公園
11 7 4 图		諏訪第3公園		榎戸公園
	第3区域	諏訪第4公園	第7区域	唐木田公園
	和了区域	諏訪第5公園		李久保公園
		諏訪第6公園		落合第4公園
		諏訪第7公園	第8区域	荻久保公園
		永山第2公園		平久保公園
	第4区域	永山第3公園		
		永山第5公園		
		永山第6公園		
		公園	園名	
	大河原公園		貝取第5公園	튐
	関戸三丁目	公園	貝取第7公園	된
	ろくせぶ公	園	貝取第6公園	<u> </u>
	殿田中央公		豊ヶ丘第2位	
	殿田橋北公		豊ヶ丘第1公園	
	殿田橋公園		豊ヶ丘第9公園	
今後機能再編等を	台の口川公		とちのき公園	
行う公園	向ノ岡大橋		和田第1公園	
	対鷗台公園		愛宕第1公園	
	清水溪緑地		愛宕第2公園	
	向ノ岡公園		愛宕第3公	遠
	木の実公園			
	諏訪第1公園			
	馬引沢三角			
	馬引沢児童			
	馬引沢第2位	区图		

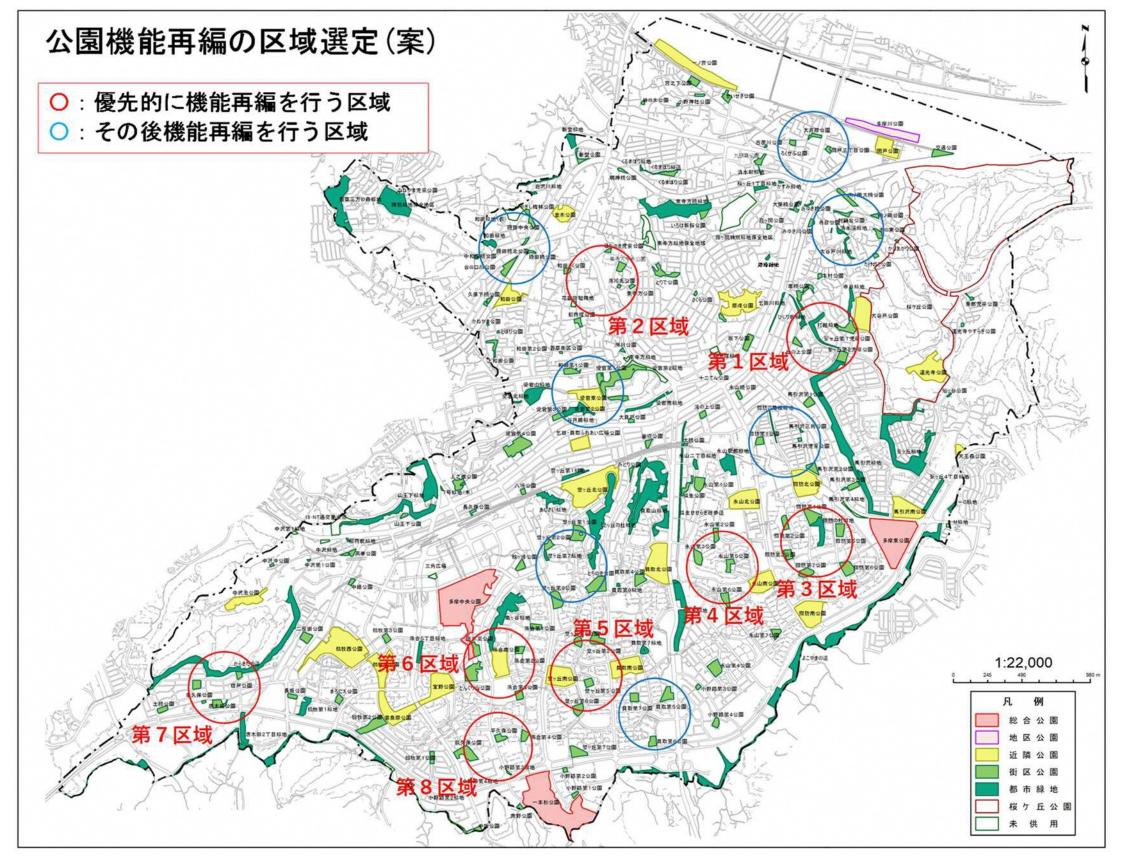


図 5-18 公園機能再編の区域選定(案)

# ② モデル区域での取組方針

モデル区域では複数の公園を対象として機能の再編を図り、1つの公園だけではなく区域内の対象公園全体で考えることで区域内に様々な利用ができる空間を目指します。なお再編にあたり以下のこと特に考慮して再編を行います(各区域の特徴は8章に記載)。

- ・地域ニーズ
- ・地域の年齢構成
- ・対象公園以外の公園の施設状況
- · 公園利用度順位

※地域の年齢構成においては市内全域の年少人口指数と老年人口指数と比較 して少子化・高齢化が進んでいる地域であるか判断します。

 市内全域

 地域人口
 148,107 人 (内生産人口 88,823 人) ※令和 5 (2023) 年 4 月 1 日時点

 対象地域
 市内全域

 人口割合
 14歳以下
 11%
 年少人口指数
 17.92

 65歳以上
 29%
 老年人口指数
 48.81

表 6-13 市内全域

※公園利用度順位につきましては、市民アンケートを実施した際の利用している公園で回答が多い公園から順位をつけています。同率の順位もあるため1位から137位までとなっています。利用度の低い公園については特に利用を促進させる働きが必要となります。

### 5-3-3. 施策 2-3: インクルーシブな遊び場の整備

# (1) 背景と現状の課題

バリアフリーやユニバーサルデザインの要綱等が整備され、誰もが参加し活躍できるインクルーシブ社会の実現に向けたまちづくりの考え方を公園にも取り入れる機運が高まっています。多摩市では、多摩中央公園での導入を皮切りに検討を進めています。

多摩中央公園・多摩センターパークライフショーでは、インクルーシブな遊び場の 活用を考え試行実験をしています。

- ◆ バリアフリーやユニバーサルデザインの要綱等
  - ▶ 平成 16 (2004) 年:バリアフリー化推進要綱
  - ➤ 平成 18 (2006) 年:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律 (バリアフリー法)
  - ▶ 平成 20 (2008) 年:バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱
  - ➤ 平成 25 (2013) 年:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)
  - ▶ 平成 29 (2017) 年:ユニバーサルデザイン 2020 行動計画



図 5-19 遊具の利用状況3

 $<sup>^3</sup>$  「多摩中央公園:3月4日(土)第3回パークライフショー開催!企画内容順次更新中!(https://tama-central-park.jp/news/entry-118.html)より」抜粋

# (2) 方向性

インクルーシブな遊び場整備に向けては、検討段階から様々な人に遊び場の性格や特徴も含めて広く知ってもらう必要があります。多摩中央公園では、試行的実験を踏まえ、改修に合わせてインクルーシブな遊び場づくりを取り入れています。多様性への理解を深め地域社会とのつながりを広げていくことが重要です。そのため、誰もが平等に遊べる公園を実現していくためにハード整備だけでなくソフト対策に向けた検討も行います。

### (3) 具体的な取組

インクルーシブな遊び場の整備に適した公園の要素を整理し、要件を満たす公園を 選定することで、設計と合わせてワークショップを開催し、様々な人との意見交換や コミュニティづくりを行っていきます。また、インクルーシブな遊び場の整備と合せ て、遊び場の運営体制を構築していきます。

今後の展開として、多摩中央公園と大谷戸公園で取り組みを実施し、他の公園へも 検討していきます。

- ■インクルーシブな遊び場に合わせて検討が必要な要素
  - · 駐車場
  - ・トイレ
  - ・園路 (アクセス性)
  - ・プレーリーダー及び管理者

### 要件を満たす公園

# 大谷戸公園 · 多摩中央公園

大谷戸公園・多摩中央公園を皮切りに市内全体に拡大していく

図 5-20 インクルーシブな遊び場に適した公園の要素整理(イメージ図)

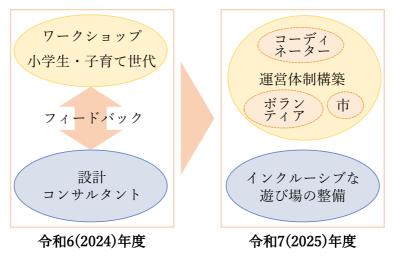


図 5-21 インクルーシブな遊び場整備の進め方

### 5-3-4. 施策 2-4: トイレの機能向上

# (1) 背景と現状の課題

多摩市には、現在 96 棟の公園トイレがあります。現在のトイレ配置状況は、特定のエリアに密集している状況となっています。他の自治体と比較すると、公園面積当たりの設置数や設置割合は多い状況となっています。また、建設されてから年数が経ち、老朽化が進行し、洋式化されていないトイレやトイレットペーパーが設置されていないトイレも多いことから利用しづらいだけでなく、多くの維持管理費用が必要な状況にあります。

そのため、維持管理費用も削減しながら、使いやすいトイレへ改修することが求められています。

### ◆ トイレの配置状況

多摩市内の公園にあるトイレから半径 500m の円を描いてみると、トイレが少ない地域もありますが、トイレが密集している地域が多いことが分かります。

※誘致距離は、トイレは近隣に居住する市民が利用するものと捉え、近隣公園の考え方と同様に 500mと設定しています。また、他自治体においても 500m と設定している事例は多くなっています。

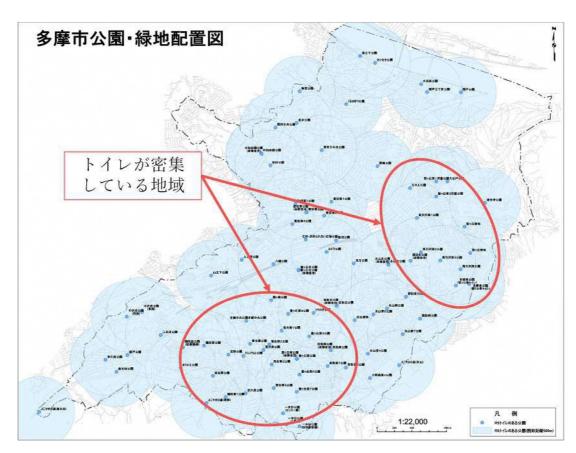


図 5-22 トイレの配置状況

# ◆ 近隣7市のトイレの配置状況

近隣7市と比較した場合、多摩市は最もトイレの数が多く、公園数に対するトイレ 設置の割合が高くなっている状況です。

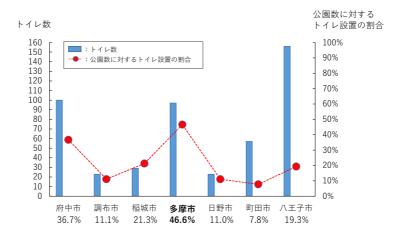


図 5-23 近隣7市のトイレの配置状況

### ◆ トイレの老朽化

経過年数が30年間経過しているトイレは約9割を占めており、トイレの老朽化が顕在化しています。また、96棟のトイレの内、約8割が和式タイプです。



図 5-24 トイレの経過年数(左)/老朽化している便所(右)

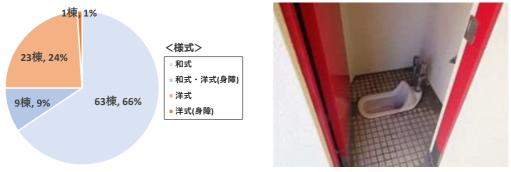


図 5-25 トイレの様式(左)/和式タイプのトイレ(右)

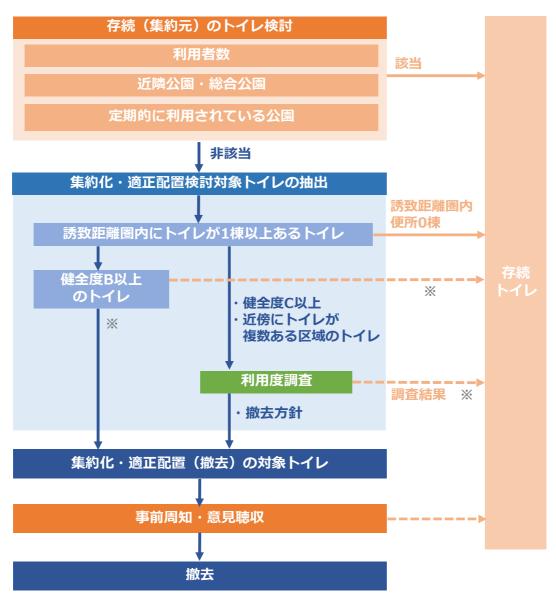
# (2) 方向性

公園を快適に利用していただくためにはトイレ環境を整備することも重要と考えており、限られた予算の中で公園トイレの機能改善を図っていくため、利用頻度や健全度を考慮のうえ現在 96 棟ある公園トイレを 3分の 2程度に集約します。集約を行うことで計画的に洋式化や改修による機能改善を図り、利便性や快適性を高めます。

### (3) 具体的な取組

まずは、集約化・適正配置のフローにより集約対象となるトイレを選別します。評価項目として、市民アンケート結果における公園利用数のほか、公園の利用状況(公園利用予約やワークショップ)、トイレの利用状況や、健全度結果等を用い選別を行います。選別後は事前周知や集約対象のトイレについて地域の市民へ周知を行うとともに地域意見なども反映させ集約実施を決定します。

その後、集約対象のトイレは撤去を行い、存続対象のトイレは洋式化やトイレットペーパーの設置等を実施します。洋式化等を実施する際には、バリアフリーにも配慮します。



※トイレの利用状況により、最終的な存続検討 or 撤去検討は管理者で判断

図 5-26 トイレの集約化・適正配置のフロー図

# ◆ トイレの利用度調査

トイレの集約化・適正配置に向け、利用実態を把握するために利用度調査を実施しました。調査期間は1週間とし、赤外線センサーによりトイレを利用した方のカウントを行いました。



図 5-27 トイレの利用度調査の状況

# ◆ トイレの集約化の効果

➤ 例えば5か所から3か所に集約すると、年間約100万円の維持管理費用の削減が期待できます(1棟撤去により年間約50万円の維持管理費が削減されるとした場合)。削減された維持管理費用は、改修等の費用に割り当てていきます。

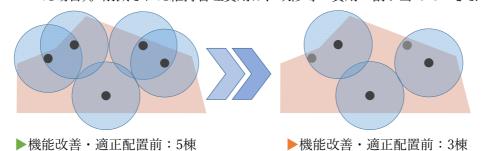


図 5-28 トイレの集約化のイメージ

▶ 使いやすいトイレを適正に配置し、バリアフリーなども考慮します。



図 5-29 トイレの適正配置のイメージ

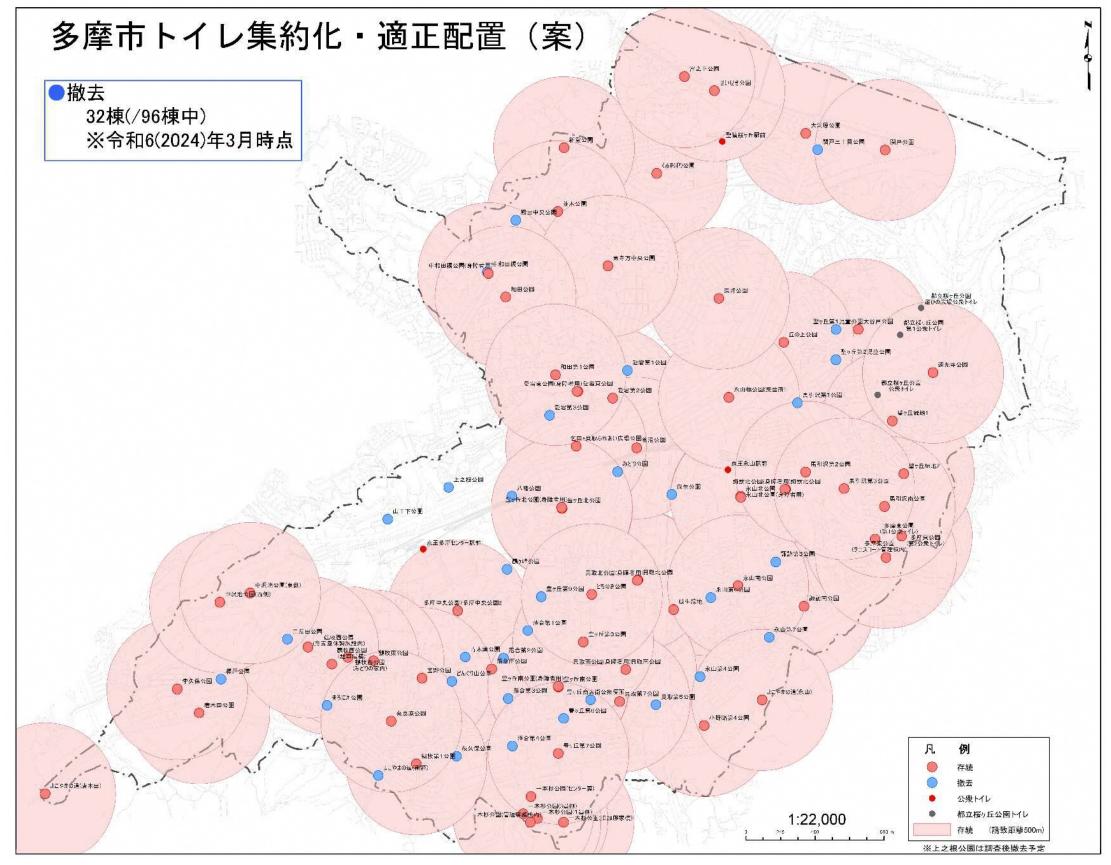


図 5-30 多摩市トイレ集約化・適正配置(案)

## 5-4. 施策 3:計画的な施設の補修・改修

## 5-4-1. 施策 3-1: 利用者ニーズを踏まえた公園リニューアル

#### (1) 背景と現状の課題

これまで、公園施設の補修や更新、公園リニューアルは、公園利用者の意見や関連計画との整合を踏まえて実施してきたところです。しかし、明確な方針や手順は設定していなかったことから、市民へのアカウンタビリティ\*が不十分であった状況と考えられます。

#### (2) 方向性

総合公園や近隣公園等の規模の大きな公園やスポーツ施設のある公園は、健全度調査\*の結果や計画的な補修・改修のスケジュールに合わせて、公園利用者のニーズを踏まえながら公園全体のリニューアルを行います。関連計画との整合を取りながら年次計画を作成し、設計・改修工事を進めていきます。

## (3) 具体的な取組

以下に示す、それぞれの考え方に基づき各公園の補修や改修、更新を行っていく予 定とします。

近隣公園以上を対象として、公園の全体的な改修を行い、既存の復元ではなく、新たな機能や役割をもつ公園をつくることを目的としています(例:多摩中央公園、永山北公園)。

今後新たな機能を整備する可能性のある公園を以下の3公園としました。また、この3公園以外の近隣公園・総合公園については、長寿命化計画により改修を行う予定ですが、地域ニーズにより新たな機能が求められる場合は対応していきます。

表 5-14 リニューアルスケジュール

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
公園名				一本杉公園	

年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)
公園名	瓜生緑地				諏訪南公園

## 5-4-2 施策 3-2:公園施設長寿命化計画に基づく維持管理の推進

## (1) 背景と現状の課題

地方公共団体には、都市公園の価値・重要性について、公園・緑地の立地、周辺自然環境、人口や世帯構成等を踏まえ、将来の利用の見込みも勘案しつつ整理し、ストックの状況を的確に把握して、施設ごとの管理方針、長寿命化対策\*の予定時期や内容などを、最も経済的な費用で実施できるよう整理することが求められています。

そのため、多摩市においても平成30(2018)年に「多摩市公園施設長寿命化計画」を策定し、運用してきたところですが、前回の計画策定から5年が経過し、公園施設の劣化の程度が利用状況や経年変化等によって変動し、計画と実態との間に乖離が生じる状況となってきています。

都市公園の施設管理にあたっては、多くの自治体で施設の老朽化が問題となっています。多摩市においても、令和5(2023)年度時点で開設から30年以上経過した公園が約8割を占めており、10年後には約9割に達する見込みです。厳しい財政状況においても適切な公園維持管理(公園利用者の安全確保)を行っていくことが、公園施設管理者にとって重要な課題となっています。

## ◆ 対象公園数

対象公園数は以下の通りです。

種類 種別 箇所数 面積(m²) 都市公園 住区基幹 街区公園 133 412.925.63 近隣公園 25 651,545.93 地区公園 1 11,586.69 都市基幹 総合公園 3 285,504.01 緩衝緑地等 都市緑地 651,960.47 46 計 208 2,013,522.73

表 5-15 計画対象都市公園

## ◆ 対象施設数

対象施設数は以下の通りです。

表 5-16 対象施設

施設種別	主な施設	施設数
園路広場	園路、広場、踊り場、スロープ、手すり、階段、縁石等	3,207
修景施設	モニュメント、石造、飛石、花壇、噴水、流れ、池等	1,035
休養施設	。 四阿、パーゴラ、ガゼボ、ベンチ、スツール、腰掛け、	1,577
	シェルター等	
遊戱施設	砂場、ブランコ、滑り台、シーソー、鉄棒、ジャングルジム、	509
	スプリング遊具、雲悌、健康遊具、複合遊具等	
運動施設	サッカーゴール、バスケットゴール、防球ネット、	36
	グラウンド等	
教養施設	記念碑、モニュメント、果樹園、水田等	13
便益施設	手洗い場、水飲み場、駐車場、トイレ等	336
管理施設	公園灯、引込柱、車止め、柵、園名板、擁壁、ハンドホール、	13,006
	マンホール、井戸、倉庫、暗渠等	
公園橋梁		13
合計		19,732

<sup>※</sup>電話ボックスや防火水槽等の占用施設については公園管理外の施設であるため、対象 施設から除外しています。

## (2) 方向性

令和 6 (2024) 年 3 月改定の「多摩市公園施設長寿命化計画(改定版)」に基づき、計画的に施設の補修や更新等を行うことで、公園施設や公園橋梁の長寿命化を図ります。計画と実態との間の乖離の改善を図るため、適宜、点検を行い公園施設の機能保全に支障となる劣化・損傷を未然に防止していきます。また、現状の課題や市民ニーズを踏まえた適切な維持管理や公園利用者の安全確保を図ります。

今後も定期的に計画の見直しを実施することにより、計画と実態の乖離が生じない ようにしていきます。

<sup>※</sup>一部大型建築物やスポーツ施設、文化財施設は除きます。

## (3) 具体的な取組

## 1) 公園施設の計画的な補修・更新

公園施設長寿命化計画では、現地調査(予備調査\*・健全度調査)による施設の劣化状況に応じて、補修方法と対策時期を決め、年度ごとに対策費用を計上しています。対策費用を計上する際には、施設の優先順位により、対策時期を調整し予算額の平準化を図ります。

施設の管理区分は、ライフサイクルコスト\*評価により、予防保全型管理又は事後保全型管理とするか設定しています。コスト縮減が図れない場合は、事後保全型管理となります。ただし、安全確保に必要となる措置を最優先とする施設(遊具など)は、予防保全型管理とします。

#### ■予防保全型管理

公園施設の機能保全に支障となる劣化・損傷を未然に防止するために、公園施設の日常的な維持保全\*(清掃、保守、修繕等)に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修・更新を行う手法です。

#### ■事後保全型管理

維持保全(清掃、保守、修繕等)や日常点検、定期点検を実施し、劣化・損傷、異常・故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行う手法です。

#### 図 5-31 管理区分の考え方

#### 2) 近隣公園以上の改修

緊急度や健全度判定の指標が高い施設が多く存在する公園や、公園全体の改修による機能向上が必要な公園、機能集約や再編により地域課題を解決できる公園、多摩市の関連事業と一体整備することで管理の効率化が図れる公園については、全体改修により機能向上を図ります。

## 3) 公園橋梁の計画的な点検や改修

公園橋梁についても、定期的に状態を把握し、管理類型に応じて適切な補修・更 新を実施し長寿命化を図ります。

## 5-5. 施策4:公園の利活用の促進

## 5-5-1. 施策 4-1:条例等の見直しと公園ルールの緩和

## (1) 背景と現状の課題

利用者の公園に対するニーズについては社会情勢などにより多様化している一方、制度については、ニーズに対して対応できていないことが課題です。また、現状では公園での営利目的使用や火気使用については原則許可していない状況です。

多摩中央公園では、移動販売車やたき火など新たな公園の利活用に向けた試行実験をしています。



図 5-32 キッチンカー



図 5-33 ワークショップ



図 5-34 プレーパーク(ロープ渡り)



図 5-35 プレーパーク(たき火)

## (2) 方向性

公園利用のニーズに合わせた、条例や制度の見直しを行い、幅広いニーズに対応することで市民サービスや利用価値の向上を目指します。

## (3) 具体的な取組

## 1) 販売行為体制の見直し

キッチンカーやフリーマーケットなどの販売行為を公園内で行う際の受け入れ 体制や制度の見直しを行います。

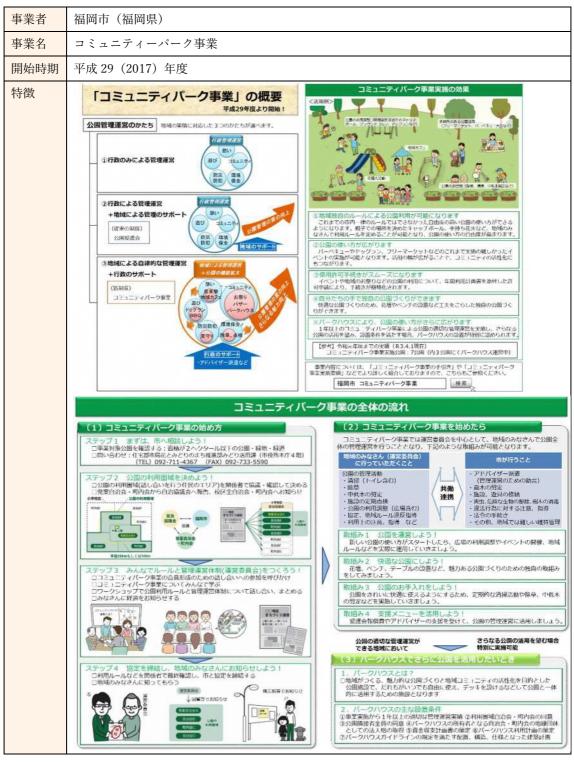
## 2) 公園利用のルール緩和

公園のストック効果向上ではニーズに合わせた公園づくりを行うためハード面の整備を行いますが、ソフト面でもニーズに合わせた対応が必要となります。そのため、公園ルールについて、自治会や利用団体等から要望があり、対象公園から影響のある範囲の地域住民に理解が得られる場合は、独自のルールを決めて公園の利活用を推進できる考え方の整理を行います。その場合は、公園運営に要望団体が主体的に関わるものとします。



図 5-36 公園利用のルール化の流れ

表 5-17 公園利活用の事例4



<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 福岡市 HP コミュニティパーク事業について https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutakutoshi/midorikatuyou/midori/menu1/communitypark.html

## 5-5-2. 施策 4-2:民間活力導入の検討

## (1) 背景と現状の課題

公園施設の老朽化が進行しており、特に大規模で多くの公園施設を抱える総合公園・近隣公園で顕著となっていることから、今後、施設の修繕・更新に多くの財政負担を要することが見込まれています。多摩市においても多くの自治体と同様に、限られた予算や公園を管理する職員数の中で対応していることから、今後は従来の市職員のみで対応する手法では必要なサービス水準を確保した管理・運営を継続的に行っていくことが困難になっていく可能性があります。

現在、多摩市では、公園での官民連携 (PPP/PFI) の代表的手法である Park-PFI 制度は多摩中央公園、指定管理者制度は多摩東公園のみ導入しています。民間事業者による効率的・効果的な管理運営など、民間活力の拡大は十分に検討可能と考えています。

## (2) 具体的な取組

公園施設の管理運営への民間活力の導入拡大に向けて、指定管理者制度の導入による管理運営の効率化を基本としつつ、民間活力導入の需要が見込まれる公園においては、対象公園内における民間収益施設の導入可能性(導入する公園施設の種類、公園面積・オープンスペースの保有状況及び都市公園法上の建蔽率の制限等)を考慮して、対象公園に適した官民連携(PPP/PFI)手法の方向性を分類・整理します。

導入可能性のある公園の改修整備にあたっては、Park-PFI 制度の導入検討により、 民間ノウハウを活用した公園の改修整備とともに、誰もが楽しめる賑わいある公園と してリニューアルを図っていきます。 ◆ 公園分類別の官民連携(PPP/PFI)手法の導入方針 市内公園の規模・特性や民間収益施設の導入可能性に着目し、対象公園における 官民連携(PPP/PFI)手法の導入方針について、以下に示します。

表 5-18 公園分類別の官民連携 (PPP/PFI) 手法の導入方針

分類	対象公園の例	官民連携(PPP/PFI)手法の導入方針
民間収益施設の導入が	・街区公園	維持管理業務がメインとなることを踏まえ、多数の
難しいと想定される	・近隣公園	街区公園、緑地等を維持管理業務の対象としてスケ
小規模公園・緑地	• 都市緑地	ールメリットを創出(=バンドリング手法)し、長
		期包括的な管理を行うことで、コスト縮減を図る。
		多数の公園を対象としたバンドリングによる指
		定管理者制度の導入を検討
		<バンドリングのイメージ>
		A社 B社 PPP事業者
民間収益施設の導入	・総合公園	公園内での民間収益施設の誘導(例:カフェなどの
が期待される		飲食施設やコンビニ等の物販施設)による公園利用
中規模・大規模公園		者及び近隣住民等へのサービス向上が期待されるこ
		とから、民間収益事業によるコスト削減(使用料収
		入等)と当該公園の包括管理による収益性の向上を
		インセンティブとしたサービス向上(賑わい創出・
		管理水準の向上等)を図る。
		当該公園を対象とした Park-PFI 制度の導入を検討

## 【参考】Park-PFI 制度の導入事例

公園の改修整備・維持管理・運営において Park-PFI 制度を導入した事例を以下に示します。

表 5-19 Park-PFI 制度の導入事例<sup>5</sup>

発注者	北九州市(福岡県)
事業名	勝山公園鴎外橋西側橋詰広場便益施設等整備・管理運営事業
公告	平成 29 (2017) 年 7 月 4 日
事業方式	Park-PFI 制度
事業期間	20 年間
事業者	有限会社 クリーンズ
施設規模	事業対象面積 550 ㎡(うち、便益施設:約 200 ㎡ 外構:約 350 ㎡)
施設機能	特定公園施設:サークルベンチ、植栽等
	公募対象公園施設:珈琲所コメダ珈琲店
特徴	● 平成29(2017)年の都市公園法改正による公募設置管理制度(Park-PFI) の第一号案件。
	<ul><li>     市のシンボルである総合公園において、エントランス空間を都心部の賑わいづくり</li></ul>
	の一拠点として再整備し、公募対象公園施設(便益施設)として飲食店を設置。
	● 事業者募集時には当該エリアで行った車を使った移動販売等の社会実験の結果も
	掲載し、事業者が出店を検討しやすいよう情報提供を行った。
	● Park-PFI制度を活用し従来の10年間という事業期間上限を20年間に延長し、長期
	● 事業効果として、事業者側の提案により市条例の5倍となる土地使用料(200,000
	円/月)の収入を確保。
	<ul><li>社会資本整備総合交付金(官民連携型賑わい拠点創出事業(公園))を活用</li></ul>
	【対象施設・模式図】
	勝山公園(北九州市) 民間事業者がカラエを設面
	〈特定公園施設〉 サークルベンチ、植栽等 (内東海事項〉 原件施設報告 検証に関整権 直請外文字碑标設 等

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「国土交通省提供資料・北九州市 HP」より作成

## 5-6. 施策 5:持続可能な公園管理運営

#### 5-6-1 施策 5-1:新たな維持管理体制の構築

#### (1) 背景と現状の課題

2-5-2(2)記載の通り、今後、更に効果的・効率的な管理運営を行っていくためには、民間事業者の活力やアイデア、ノウハウの発揮が不可欠であり、指定管理者制度の拡大を含め、官民連携の推進を図る必要があります。

表 5-20 指定管理者制度により管理を行っている公園

対象公園	指定管理者		指定管理期間	他管理施設
多摩東公園	多摩市健幸スポーツ パートナーズ	5年	令和2 (2020) 年4月1日から 令和7 (2025) 年3月31日	総合体育館 屋外スポーツ施設 武道館 陸上競技場

## (2) 方向性

公園の管理では、維持管理面の効率化を重視した官民連携手法 (PPP/PFI) の導入が 有効であり、長期包括的な管理運営が可能な手法の導入を検討していきます。

民間活力活用の複数の選択肢の中から、多摩市の特徴に合わせた活用方法を検討する中で、公園内の管理として民間のノウハウや活力を生かし市民サービスの向上の効果が得られるか検討していきます。

## (3) 具体的な取組

対象公園の特性に合わせた官民連携手法(PPP/PFI)等を検討し、導入する際には、管理者を主体とした市民・地域団体(ボランティア)・市との連携強化による公園の管理運営面での魅力向上など、民間のノウハウや活力を生かし、市民サービスの向上を図っていくことを推進していきます。

#### ◆ 指定管理者制度の導入によるメリット

指定管理者制度を導入することにより、以下のような市民へのメリットが期待できます。また、併せて、市にも職員の人件費の削減などのメリットがあります。

## 【指定管理者導入により期待される効果】

- ➤ 公園管理のブロック間の連携が良くなり、要望から対策の着手までの流れが スムーズ
- ▶ 専門知識を生かし、要望箇所以外にも管理が行き届き、きめ細やかな管理が可能
- ▶ 市民ニーズに合わせた公園の活用が可能
- ▶ 市民等に対して、質の高い公共サービスの提供

## 【参考】公園での指定管理者制度の導入事例

公園の維持管理・運営において指定管理者制度の導入した事例を以下に示します。

表 5-21 市内公園の指定管理者制度の導入事例 (府中市) 6

発注者	府中市(東京	京都)						
事業名	公園包括管理	<b>里事業</b>						
公告	令和4 (2022) 年6月21日							
事業方式	指定管理者制度							
事業期間	5年間(令和5(2023)年4月1日~令和10(2028)年3月31日)							
事業者	5年間(令和5(2023)年4月1日~令和10(2028)年3月31日) キャピタル・かたばみ共同企業体							
7 // 1					かたばみ興業(株))			
特徴								
13150	● 中域を	复数のプロン	ソクに	区分し、フ	「ロックの数(現状未定)と、同数の指定管理者			
	を選定	し各指定管理	里者が	ブロック内	1の全市立公園の管理運営を行う。			
	<ul><li>市域の・</li></ul>	一部で試行を	を行う	ものとし、	試行の対象公園として、現在の樹木管理の1工			
	区の同	寺規模の <u>682</u>	公園を	対象とする	<u>。(市域北部のブロックを対象)</u> 。			
	● その他	のブロック・	への公	園包括管理	里事業の導入は、試行状況から事業の効果や課			
	題、改	善点等を把拢	星・検	証した後、	決定する予定。			
	,2, ,,							
				【対象公	園の位置図等】			
					Δ			
	■対象公園(予定)							
		1000 A 1000						
		種別	箇所	面積(㎡)	*			
		種別 街区	43	59,891.25	*			
	公匯	種別 街区 近隣	43	59,891.25 31,182.69	*			
		種別 街区	43	59,891.25	*			
	公匯	種別 街区 近隣 運動	43 2 1	59,891.25 31,182.69 11,867.10	*			
	公匯	種別 街区 近隣 運動 緑道	43 2 1	59,891.25 31,182.69 11,867.10 468.72	*			
	都市公園	種別 街区 近隣 運動 緑道 広場公園	43 2 1 1 4	59,891.25 31,182.69 11,867.10 468.72 1,320.52	*			
	公園 都市公園 都市公園以外の	種別 街区 近隣 運動 緑道 広場公園 スポットパーク	43 2 1 1 4 10	59,891.25 31,182.69 11,867.10 468.72 1,320.52 1,359.98	*			
	公園 都市公園以外の 公園	種別街区近隣運動緑道広場公園スポットパーク広場	43 2 1 1 4 10 7 68	59,891.25 31,182.69 11,867.10 468.72 1,320.52 1,359.98 2,173.82 108,264.08				

<sup>6 「</sup>府中市 HP・市立公園を対象 とした指定管理者制度導入に関する説明会資料 (R3.12、府中市)」より作成

## 5-6-2 施策 5-2:持続可能な市民協働と新たな関わり

## (1) 背景と現状の課題

公園管理は、市や委託業者、ボランティアにより行っていますが、ボランティアの 高齢化や会員数の減少など、公園の管理に関わる市民が減少傾向にあり、今後の活動 が難しくなっている状況です。そのため、公園管理事業者やボランティアと連携し、 快適で利用しやすい公園づくりを継続できる仕組みが必要です。

## (2) 方向性

持続可能なボランティア制度とするために、制度の見直しやボランティアの新しい 関わり方などを検討し、継続的に関わる環境を整えるとともに新たな需要を持たせ魅力の向上を図ります。



図 5-37 コミュニティ形成のイメージ

## (3) 具体的な取組

現在のボランティアの役割を見直し、支援体制の整備や団体間のコミュニティの場の形成などの方法を検討していきます。また、これまでのような管理に関するボランティアだけでなく、新たに、公園運営に参入できる仕組みとすることで、これまで参加されていない方にも公園に関わっていただけるような環境を整えていきます。



図 5-38 役割分担の明確化と連携



計画の推進

## 6-1. 計画の推進

## ・計画の周知

多くの方へ本計画を知ってもらえるようにホームページなどで公表し、多摩市の公園 の目指すべき姿や取り組みの方向性について、意識の共有を図ります。

#### ・計画の推進

本計画に基づき公園の管理や整備等を行います。計画を推進するうえで市だけではなく市民と連携することでより良い公園づくりを行います。

## 6-2. 今後の展開

本計画では、計画期間を 10 年間としていますが、公園を取り巻く環境や利用者のニーズ 等も時代とともに変化していくため、計画と実態に乖離が生じる場合があります。

そのため、本計画の運用に当たっては、多摩市内の公園・緑地の状況や財政状況に合わせて、適宜見直しを図りながら運用していきます。

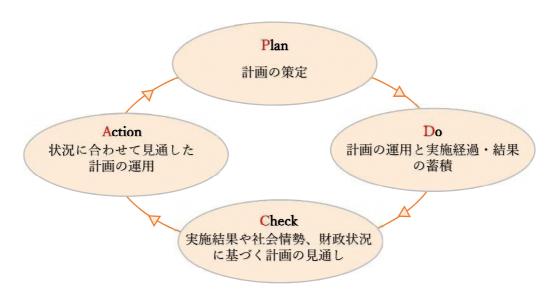


図 6-1 パークマネジメント計画の運用イメージ (PDCA サイクル)



用語の説明

五十音	用語*	説明	主な参照頁
あ	アカウンタビリティ	公共事業を理解いただくための説明責任を示す。	P84
	ICT 化	情報通信技術を活用してコミュニケーションを円滑	P2
		化し、サービス向上などに活かすことを示す。	
	インクルーシブ	インクルーシブは「包括的(あらゆる要素をまとめ	P38
		て一つの大きなまとまりとして扱うさま)」を意味	
		する。特定の個体やグループを排除せず、幅広い	
		人々を対象に含めることを示す。	
		インクルーシブ遊具やインクルーシブな遊び場は、	
		障がいがある子もない子も、幅広い子どもたちが一	
		緒に遊ぶことができるように設計された場を示す。	
	維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、補	P87
		修、修繕を示す。	
	ESCO (エスコ) 事業	事業者が省エネルギーに関する包括的なサービスを	P28
		提供し、顧客利益と環境保全の両面で貢献する事業	
		を示す。	
	園内処理	公園内の利用に支障が生じない場所に伐採木を置	P62
		き、自然分解に任せる処理方法を示す。小型生物の	
		生息場所として活用されるなど生物多様性の確保に	
		も寄与することを示す。	
か	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目	P15
		的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当	
		たり面積 0.25ha を標準とする。	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的	P15
		とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m	
		の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準とする。	
	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を活用して、地域の魅力・居	P5
		住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得よう	
		とするもの。	
	健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの	P84
		劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のこ	
		とを示す。	
	高木化	樹木の樹高が高くなった状態を示す。	P35
	公園施設	都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条	P6
		で定義する施設のうち、建物又は工作物に係る全て	
		の施設を指す。	
	公園施設長寿命化計画	予防保全の考え方に基づき計画的な施設の維持管	P44
		理・更新を行うことで、機能の確保及びライフサイ	
		クルコスト縮減を図る計画を示す。	

五十音	用語*	内容	主な参照頁
さ	指定管理者制度	「公の施設」の管理運営に民間事業者等が有するノ	P26
		ウハウを活用することで、「市民サービスの向上」	
		と「経費の節減」を図り、施設の設置目的を効果	
		的・効率的に達成することを目的として、地方自治	
		法改正により平成 15 年度に創設された制度。	
	樹冠	樹木の枝葉の集まった部分を示す。	P53
	芯止め	樹木の幹の先端部を切り、上に伸びる生長を止める	P53
		ことを示す。	
	衰退木	老木化や、根元の踏み固めや病害虫の発生などの外	P51
		的要因により、健全度が低下した樹木を示す。	
	ストック効果	整備された社会資本が機能することによって、整備直	P2
		後から継続的に中長期にわたり得られる効果を示す。	
	生物多様性拠点	規模の大きなみどりや水辺や湧水などがあることで、	P105
		多様な生き物が生息・生育できるポテンシャルがある	
		場を指し、自然観察やみどりの保全活動、環境学習・	
		自然体験活動の場として活用する拠点を示す。	
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合	P15
		的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に	
		応じ1箇所当たり面積 10~50ha を標準とする。	
た	大木化	樹木の樹高が高くなり、幹の直径も太くなった状態	P36
		を示す。	
	大径木	樹木の幹の直径が太くなった状態を示す。	P56
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供すること	P15
		を目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇	
		所当たり面積4ha を標準とする。	
	長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期	P85
		間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与す	
		る定期的な健全度調査や補修を示す。	
	提供公園	大規模なマンションなどで、居住者だけでなく周辺	P63
		住民にも開放され、自由に使えるようになっている	
		公園を示す。	
	胴切り	樹木の幹を低い位置で切り詰めることを示す。	P54
	都市公園	都市公園とは、都市公園法に基づき、市町村や都道	P1
		府県、国が設置する公共施設を示す。	
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市	P15
		の景観の向上を図るために設けられている緑地であ	
		り、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準とする。	

五十音	用語*	内容	主な参照頁
な	ニューノーマル	社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは	P2
		同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着する	
		ことを示す。	
は	パークマネジメント計	公園緑地全体に関する計画であり、公園のあり方や	P30
	画	効果的な公園管理運営手法、施設や樹木の維持管理	
		方針を定め、限られた財源の中で効果的な公園管理	
		を行っていく計画を示す。	
	Park-PFI	飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理	P27
	(公募設置管理制度)	と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、	
		改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制	
		度を示す。	
ま	みどりのネットワーク	多摩丘陵の地形や河川に沿った樹林や農地などのま	P105
		とまった連続性のあるみどりの維持し市域を越えた	
		広域的なみどりのつながりを確保するネットワーク	
		を示す。	
5	ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、	P87
	(LCC)	「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施	
		設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に	
		実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、	
		「撤去・更新に関する費用」の4項目の合計を示す。	
	レジリエント	レジリエントは、「弾力性のある、柔軟性がある、	P4
		回復力のある」などの意味を持つ。	
		人・組織ともに通用する「さまざまな環境・状況に	
		対しても適応し、生き延びる力」として使われる。	
	老木化	樹齢が高くなった状態を示す。	P41
や	誘致距離	公園を利用する人の誘致圏を示す半径の距離を示す。	P15
	予備調査	計画策定の初期段階において、都市公園台帳などに	P87
		より基礎情報を整理した後、現地で施設の設置状況、	
		利用状況、劣化や損傷の状況などを確認する調査の	
		ことを示す。	
	予防保全型管理	インフラの管理手法の一つとして、更新時期の平準	P51
		化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進	
		行する前に適切な対策を行う管理手法を示す。	



参考資料

## 8-1. モデル区域の選定

5章の施策 2 - 2 で施設の機能に合わせた施設配置の「優先的に機能再編を行う公園」の 各区画の特徴について記載します。

表 8-1 優先的に機能再編検討行う公園

	区域	公園名	区域	公園名
		丘の上公園		豊ヶ丘第3公園
	第1区域	聖ヶ丘第1児童公園	第5区域	豊ヶ丘第5公園
		聖ヶ丘第2児童公園	<b>第3区</b> 域	豊ヶ丘第6公園
		落川北公園		豊ヶ丘第8公園
		はなのき児童公園		青木葉公園
	第2区域	東寺方中央公園		落合第1公園
		東寺方公園	第6区域	落合第2公園
原生品を搬出事領さ		和田さく公園		落合第3公園
優先的に機能再編を 行う公園	第3区域	諏訪第2公園		どんぐり山公園
11 7 公園		諏訪第3公園		榎戸公園
		諏訪第4公園	第7区域	唐木田公園
		諏訪第5公園		李久保公園
		諏訪第6公園		落合第4公園
		諏訪第7公園	第8区域	荻久保公園
		永山第2公園		平久保公園
	第4区域	永山第3公園		
	2011日内40	永山第5公園		
		永山第6公園		

# (1) 第1区域

表 8-2 第1区域

			第12	区域						
対象公園	聖ヶ丘第	91 児童公園	、聖ヶ丘第	2 児童	公園、	丘の上	:公園			
周辺公園	大谷戸公	遠、桜ヶ丘	公園、春日	緑地、	打越級	录地、車	橋公園	144E		
地域人口	6,551 人	.(内生産人口	コ 3,179 人)	<b>※</b> <	令和 5	(2023	) 年4	月1日	時点	
対象地域	聖ヶ丘									
人口割合	14 歳以	14 歳以下 10% 年少人口指数 20.82								
	65 歳以	65 歳以上 41% 老年人口指数 85.24								24
みどりのネットワーク*	対象		•						•	
生物多様性拠点*	対象									
		を田川緑色 でい	車橋公園 打 人 公園	越級地第一年第一年	香 品級 上		<b>△</b>	楼方丘公园	A SILVE	
地域特徴	この地域の人口割合については、高齢化が進んでおり市内の平均値から見ても 高齢者が多い傾向にあります。 区域内付近には、近隣公園の大谷戸公園や都立桜ヶ丘公園があります。特に大 谷戸公園については、キャンプ練習場があり、火気の使用が可能な公園が近く にあることが特徴となります。									
施設一覧										
	公					2	園施訂	<b>少</b>		
	園利用度順位	公 園 名		トイレ	複合遊具	ブランコ	滑り台	砂場	ジャングルジム	ロッキング遊具
	21	丘の上公園		1		1	1	1		1
	81	聖ヶ丘第2	児童公園	1		1	1	1	1	
	137	聖ヶ丘第1	児童公園	1	1	1		1		
					<b>*</b>	: 健全	度 C 判	定以上	:	: 撤去

# (2) 第2区域

表 8-3 第2区域

			第	第2区域	戍						
対象公園	はなの	はなのき児童公園、和田さく公園、東寺方中央公園、落川北公園									
周辺施設		東寺方児童館、総合体育館									
地域人口	3,290	人(内生産人口 1,98	9人)	※令	和 5	(2023)	年4月	] 1 日日	 時点		
対象地域	東寺方										
人口割合	14 歳以	14 % 年少人口指数 23.02									
	65 歳以	5歳以上 26 % 老年人口指数 42.38									
みどりのネット	対象外										
ワーク											
生物多様性拠点	対象外										
		和田公花	-0	東	き児童公 寺方中央 1.北公園 東	1/2	東等方法とので公園				
施設一覧	区域内	域の人口割合につい については、街区公 特徴であり、区域周 ることが特徴となり	園の規 辺には	模は小	さいも	のが参	多く、近	Éくにに	は大き		
							公園施設	л. Ž			
	公園利用度順位	公 園 名	トイレ	複合遊具	ブランコ	滑り台	砂場	シーソー		ロッキング遊具	ロープウェイ
	14	和田さく公園			1	1	1		1		
	19	はなのき児童公園			1	1	1	1	1	1	
	42	東寺方中央公園	1		1	1	1				
	94	落川北公園		1			1				
	94	東寺方公園		1			1				1
				•		<b>*</b>	:健全	度 C 半	定以	Ŀ <b>I</b>	:撤去

# (3) 第3区域

表 8-4 第3区域

第3 区域										
調訪第 6 公園諏訪第 7 公園   フラー   フ										
地域人口	対象公園									
対象地域	周辺公園	多摩東公	多摩東公園、諏訪北公園、諏訪南公園、永山北公園、永山南公園							
14歳以下   13 %   年少人口指数   21.73   25.49   25	地域人口	10,761 人								
65 歳以上   29 %   老年人口指数   50.49     本がりのネットワーク   対象外	対象地域	諏訪								
大型	人口割合	14 歳以下	4 歳以下 13 % 年少人口指数 21.73							
大学		65 歳以上								
使職の人口割合は市内の平均的なものとなっています。   区域内の公園については、街区公園が多く集まっている地域であり、周辺を近隣公園や総合公園に囲まれていることが特徴となります。また、多摩ニュータウン開発により整備されており、ニュータウン地域の再整備とも今後調整が必要となります。   放園利用度値	みどりのネットワーク	対象外								
地域特徴	生物多様性拠点	対象外								
区域内の公園については、街区公園が多く集まっている地域であり、周辺を近隣公園や総合公園に囲まれていることが特徴となります。また、多摩ニュータウン開発により整備されており、ニュータウン地域の再整備とも今後調整が必要となります。         施設一覧         公園利用度度順位       公園施設         8 諏訪第 2 公園       1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			(物語 + 中國							
公園施設       利用度順位     公園を名       8 諏訪第2公園     1 1       32 諏訪第3公園     1 1 1       137 諏訪第4公園     1 1 1       137 諏訪第5公園     1 1 1       137 諏訪第6公園     1 1       137 諏訪第7公園     1 1		区域内の 近隣公園 ータウン	公園については、街区公園 や総合公園に囲まれている 開発により整備されており	園が多く集 ることが特	しまってい 特徴とな	ハる地域 ります。	また、	多摩ニ	ユ	
A	旭议一見		I						1	
8     諏訪第 2 公園     1     1       32     諏訪第 3 公園     1     1     1       137     諏訪第 4 公園     1     1       137     諏訪第 5 公園     1       137     諏訪第 6 公園     1       137     諏訪第 7 公園		台				公園施設	Ž			
32     諏訪第 3 公園     1     1     1       137     諏訪第 4 公園     1     1       137     諏訪第 5 公園     1       137     諏訪第 6 公園     1       137     諏訪第 7 公園		図利用度順位	公 園 名	イ	複合遊具	ラン	砂場	鉄 棒		
137     諏訪第 4 公園     1     1       137     諏訪第 5 公園     1       137     諏訪第 6 公園     1       137     諏訪第 7 公園     1		8	諏訪第2公園		1	1				
137     諏訪第 5 公園       137     諏訪第 6 公園     1       137     諏訪第 7 公園		32	諏訪第3公園	1	1		1	1		
137     諏訪第 6 公園     1       137     諏訪第 7 公園		137	諏訪第4公園		1		1			
137 諏訪第7公園		137	諏訪第5公園							
137 諏訪第7公園		137	諏訪第6公園					1	1	
					1					
		107	1 HUMANA 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 		医人 制造	5 D. F	■・掛	] h丰	

# (4) 第4区域

表 8-5 第 4 区域

	I	第4区域						
対象公園	永山第2公園、永	永山第2公園、永山第3公園、永山第5公園、永山第6公園						
周辺公園	貝取北公園、永山	北公園、永山南公園、瓜	生緑地					
地域人口	14,973 人(生産丿	<b>〇口 8,440 人) ※令和 5</b>	(2023)	年4月1	日時	点		
対象地域	永山							
人口割合	14 歳以下	9 %	年少人口	口指数		15.67		
	65 歳以上	35 %	老年人口	口指数		61.72		
みどりのネットワーク	対象外							
生物多様性拠点	対象外							
位置図		永 <b>山</b> 第3公園 貝取北公園	永山清 第2公園 永山第5公園		7			
地域特徴施設一覧	区域内の公園につ 多く、各公園の遊 か所あることが特	本市内の平均的なものとないては、遊歩道に隣接し 具数は少ない傾向にあり でしています。また、多かのでは、少している。	ている公園 ます。周辺 摩ニュー:	園や団地  辺は近く タウン開	に近隣 発によ	な量が3 こり整備さ		
			,	公園施設				
	公園利用度順位	公 園 名	トイレ	滑り台	砂場			
	25	永山第2公園		1	2			
	81	永山第3公園		1				
	137	永山第5公園			1			
	137	永山第6公園	1		1			
	157			まし 和亭		 ■ • +±++		
		<u>*</u>	:健全原	えし刊正.	以上_	■:撤去		

# (5) 第5区域

表 8-6 第5区域

		第5区域							
対象公園	豊ヶ丘第3公園、豊ヶ丘第5公園、豊ヶ丘第6公園、豊ヶ丘第8公園								
周辺公園	豊ヶ丘南公園、身	豊ヶ丘南公園、貝取南公園							
地域人口	10,357 人(生産人口 5,619 人) ※令和 5 (2023)年 4 月 1 日時点								
対象地域	豊ヶ丘	<u></u> 豊ケ丘							
人口割合	14 歳以下	8 %	年少人口	口指数	15.37				
	65 歳以上	37 %	老年人口	口指数	68.94				
みどりのネットワーク	対象外								
生物多様性拠点	対象外								
位置図	落舍	公園	第3、國貝取席第5公園	具取第7線域 「公園 以第7公園					
地域特徴施設一覧	どもの割合も少れ 区域内の公園につ う近隣公園が2つ	この地域の人口割合は、平均よりも高齢化が進んでいる地域となっており子 どもの割合も少なくなっています。 区域内の公園については、同じような公園が集まっており、近くに特徴の違 う近隣公園が2つあります。また、対象公園は遊具も少なく全体的に利用度 順位も低いことが特徴となります。							
				八国按訊					
	公園利用度順位	公 園 名	トイレ	公園施設 滑り台	少 易				
	94	豊ヶ丘第6公園	1		1				
	108	豊ヶ丘第3公園	1	1	1				
	108	豊ヶ丘第5公園			1				
	137	豊ヶ丘第8公園							
		*	(■:健全原	隻 C 判定以	上 ■:指	敦去			

# (6) 第6区域

表 8-7 第6区域

対象公園 落合第 1 公園、落合第 2 公園、落合第 3 公園、吉木葉公園、どんぐり山公園   周辺公園   多摩中央公園、落合南公園、豊ヶ丘北公園、宝野公園、亀ヶ谷緑地地域人口   14,089 人(生産人口 8,059 人) ※令和 5 (2023) 年 4 月 1 日時点   対象地域   落合										
周辺公園       多摩中央公園、落合南公園、豊ヶ丘北公園、宝野公園、亀ヶ谷緑地         地域人口       14.089人(生産人口8.059人)       ※令和5 (2023) 年4月1日時点         対象地域       第合       日本少人口指数       19.41         65歳以上       32 %       老年人口指数       15.40         みどりのネットワーク       対象外         生物多様性拠点       対象外         位置図       事業の事業を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を				第6区域						
地域人口	対象公園	落合第	落合第1公園、落合第2公園、落合第3公園、青木葉公園、どんぐり山公園							
対象地域 落合	周辺公園	多摩中	多摩中央公園、落合南公園、豊ヶ丘北公園、宝野公園、亀ヶ谷緑地							
人口割合     14歳以下     11%     年少人口指数     19.41       65歳以上     32%     老年人口指数     55.40       地域特徴     対象外       地域特徴     この地域の人口割合は、平均よりも高齢化が進んでいる地域となっており、子どもの割合も少なくなっています。 区域内の公園については、狭い区域内に公園が集まっていることが特徴であり、各公園にトイレが設置されていることも特徴です。周辺には総合公園や近隣公園があり、多摩中央公園では、多様な使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。       施設一覧     公園和月度度順位     グラ滑り砂・キーシン遊具       本名間     11     1     1     1       4     2     2     2     2       4     2     2     2     2     3       6     第合第 1 公園     1     1     1     1     1       5     第合第 3 公園     1     1     1     1     1       94     青木葉公園     1     1     1     1     1       108     落合第 2 公園     1     1     1     1     1       108     落合第 2 公園     1     1     1     1     1	地域人口	14,089	人(生産人	、口 8,059 人) ※	(令和 5	(2023	8) 年4	月1日	時点	
65歳以上   32 %   老年人口指数   55.40   Aをりのネットワーク   対象外   対象外	対象地域	落合								
みどりのネットワーク       対象外         位置図       対象外         地域特徴       この地域の人口割合は、平均よりも高齢化が進んでいる地域となっており、子どもの割合も少なくなっています。       返域内の公園については、狭い区域内に公園が集まっていることが特徴であり、各公園については、狭い区域内に公園が集まっていることが特徴であり、各公園については、多様な使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         施設一覧       公園和用度順位       公園和月用度順位       公園を中央公園では、多様な使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         施設一覧       公園和月用度順位       後台遊り自身を存在を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         施設一覧       本の場合を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         本の場合を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。       本の場合を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         本の場合を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。       本の場合を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         を開設しまする。       本の場合を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         を開設しまする。       本の場合を使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         施設一覧       おおよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりのよ	人口割合	14 歳以	下	11 %		年少人	、口指数	ζ	19.41	
生物多様性拠点   対象外		65 歳以	上	32 %		老年人	、口指数	ζ	55.40	
佐置図	みどりのネットワーク	対象外								
地域特徴	生物多様性拠点	対象外								
どもの割合も少なくなっています。       区域内の公園については、狭い区域内に公園が集まっていることが特徴であり、各公園にトイレが設置されていることも特徴です。周辺には総合公園や近隣公園があり、多摩中央公園では、多様な使い方ができる公園を目指した取り組みも行っています。         施設一覧       公園和月度度順位       公園施設         56       落合第1公園       1       1       1       1         94       落合第3公園       1       1       1       1         94       青木葉公園       1       1       1       1         108       落合第2公園       1       1       1       1         137       どんぐり山公園       1       1       1       1	位置図			落合5丁目經地		<b>落合南公園</b> 落	落合第一合第2公園			
公園和利用度順位     公園を選集       56 落合第1公園     1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	地域特徴	どもの 区域内 り、各 隣公園	どもの割合も少なくなっています。 区域内の公園については、狭い区域内に公園が集まっていることが特徴であり、各公園にトイレが設置されていることも特徴です。周辺には総合公園や近 隣公園があり、多摩中央公園では、多様な使い方ができる公園を目指した取り							
公園利用度順位     後合遊具     ブランコ	施設一覧									
公園利用度順位     後合遊具     ブランコ								公園施計	n X	
94     落合第 3 公園     1     1     1     1       94     青木葉公園     1     1     1     1       108     落合第 2 公園     1     1     1     1       137     どんぐり山公園     1     1     1     1		公園利用度順位		公園名	複合遊具	レン	滑り台	砂場	ッキ	<b>鉄</b> 棒
94 青木葉公園     1     1     1     1       108 落合第 2 公園     1     1     1     1       137 どんぐり山公園     1     1     1		56	落合第1	公園	1	1		1		1
108     落合第 2 公園     1     1     1     1       137     どんぐり山公園     1     1     1		94	落合第3	公園	1	1	1	1	1	
137     どんぐり山公園     1     1		94	青木葉公	袁	1	1	1	1		
137     どんぐり山公園     1     1		108	落合第 2	公園	1	1	1	1		1
		137			1		1	1		
			1		*	 <mark>-</mark> :健á	· E度 C #	判定以上	_ :	撤去

# (7) 第7区域

表 8-8 第7区域

			第7区域						
対象公園									
周辺公園		後戸公園、子八床公園、后不田公園 土橋公園、からきだの道							
				\•\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	r (2022)	<i>F</i> : 1 E	] 1 🗆 🖽	hle	
地域人口		(內生座人	口 1,324 人)	※令和	5 (2023)	年4月	11日時	京只	
対象地域	唐木田								
人口割合	14 歳以下		9 %		年少人口			16.23	
	65 歳以上		33 %		老年人口	1指数		57.32	
みどりのネットワーク	対象								
生物多様性拠点	対象								
位置図				2.保公園		からきた	O.B		
地域特徴			は、平均より		が進んで	いる地域	或となっ	っており	`
			くなっていま		バタノナ	n 21	\ Elle 1		∙=п.
			ては、老朽化						
			特徴です。ま			<b>よ、かり</b>	っさたり	) 担はめ	る
14-50. Etc	ものの大	さな公園か	少ないことが	特徴とな	:ります。				
施設一覧									
					4	公園施設	ፒ ጀ		ı
	公園利用度順位		公 園 名	トイレ	複合遊具	滑り台	砂場	ロッキング遊具	
	35	榎戸公園		1	1		1	2	
	51	唐木田公	遠	1	1		1	1	
	81	李久保公	遠	1	1		1		
					:健全原	更C 判定	足以上	■:撤	:去

# (8) 第8区域

表 8-9 第8区域

			第8区域							
対象公園	落合第	落合第4公園、平久保公園、荻久保公園								
周辺公園	一本杉	一本杉公園								
地域人口	14,089	14,089 人(生産人口 8,059 人) ※令和 5 (2023) 年 4 月 1 日時点								
対象地域	落合									
人口割合	14 歳以	以下	11 %	年少	人口指	数	19.4	11		
	65 歳以	以上	数	55.4	10					
みどりのネットワーク	対象外									
生物多様性拠点	対象外	-								
位置図			平久保公園	一本杉公	<b>公理</b>	第2公園 第1公園				
地域特徴	子ども 区域内 います なお、	この地域の人口割合は、平均よりも高齢化が進んでいる地域となっており、子どもの割合も少なくなっています。 区域内の公園については、同じ遊具がどの公園にもあることが特徴となっています。また、近くには総合公園の一本杉公園があることも特徴となります。なお、東京都の多摩都市モノレール延伸ルート案に選定されているため調整が必要となります。								
施設一覧	,			1				I		
		公			公園	施設				
		公園利用度順位	公 園 名	トイレ	ブランコ	滑り台	砂場			
		63	荻久保公園	1		1	1			
		108	落合第 4 公園	1	1	1	1			
		108	平久保公園			1				
			*	· <b>二</b> :健	全度 C	判定以	<u></u>	:撤去		